様式第三（裏面）中「及び第四項」を削り、「並びに第四十五条の二」を「及び第四十五条の二」に改める。

様式第三の二（表面）中「第四項、第」及び「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

様式第三の二（裏面）中「及び」を「、第」に改める。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第二条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる組合以外の組合　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額（算定政令第五条第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額をいう。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	百分の百
百五十万円以上百八十万円未満	百分の九十五
百八十万円以上二百十万円未満	百分の九十
二百十万円以上二百四十万円未満	百分の八十五
二百四十万円以上	百分の八十

第七条の二中「前条」を「第七条」に改め、同条を第七条の四とし、第七条の次に次の二条を加える。

（算定政令第五条第一項第一号ハに規定する基準となる年度）

第七条の二　算定政令第五条第一項第一号ハに規定する基準となる年度（次条において「基準年度」という。）は、平成二十六年度（法第百十三条の規定により平成二十七年度以後の年度における同号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額を把握する組合にあつては、当該年度）とする。

（算定政令第五条第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額の算定方法）

第七条の三　算定政令第五条第一項第一号ハに規定する組合被保険者一人当たり所得額（第十三条第二項において「組合被保険者一人当たり所得額」という。）は、当該組合の基準年度の五月一日における被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額の見込額の総額を基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額とする。

第十一条中「平成二十一年度」を「平成二十六年度（法第百十三条の規定により平成二十七年度以後の年度における同項に規定する被保険者に係る所得を把握する組合にあつては、当該年度）」に改める。

第十三条第二項第一号中「次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額」を「イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額」に改め、同号に次のように加える。

ハ　算定政令第五条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

第十三条第二項第三号中「千分の百六十四」を「算定政令第五条第四項第二号ロの表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合」に改める。

附則第四条の表以外の部分及び同表第七条の二並びに第十三条第一項及び第四項の項中「第七条の二」を「第七条の四」に改める。

附則第四条の五から第四条の七までを削る。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の六第五号中「第百八条第二項から第四項まで」を「第百八条第三項から第五項まで」に改める。

第六十六条第一項第六号中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第百五十四条中「第百五十条第三項」を「第百五十条第四項」に改める。

第百五十五条及び第百五十九条第一項第七号中「第百五十条第四項」を「第百五十条第五項」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第四条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第六号中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第百五十九条中「第百十一条第三項」を「第百十一条第四項」に改める。

第二百十九条第一号中「第百八条第五項」を「第百八条第六項」に改め、同条第五号中「第六十六条第七項」を「第六十六条第九項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第四項中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号」に改める。

第四十七条第一項第六号中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

様式第七号（表面）中「及び第四項」を削り、「第七十二条並びに」を「第七十二条及び」に改め、「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加え、「第八十条並びに」を「第八十条及び」に改める。

様式第七号（裏面）中「及び第四項」を削り、「並びに第七十二条」を「及び第七十二条」に改める。

様式第八号（裏面）中「及び第四項」を削り、「並びに前条」を「及び前条」に改める。

様式第九号（裏面）中「健康保険組合」を「全国健康保険協会、健康保険組合」に改める。

（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（老人保健拠出金等に関する老健算定省令の規定の適用）」を付し、同条中「平成二十年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に、「附則第三十八条」を「附則第三十八条第一項」に改め、「医療等に要する費用」の下に「のうち平成二十七年度以前に請求されたもの」を加え、「同条」を「同項」に、「（以下「老健算定省令」という。）の規定」を「の規定（同令第三条第二項、第五条から第十一条の四まで、第十三条から第十五条まで、第十六条第二項及び第十八条第二項の規定を除く。）」に改め、同条の表を次のように改める。

第一条		
第二条第一項	法	改正前老健法
第二条第二項	加入者の	加入者（改正前老健法第六条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。）の
	法	改正前老健法

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）

法及び

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「改正前老健法」という。）